破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４１号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字向下川原24番地６
債務者　榎本　雅一
１　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第６５号
三重県志摩市阿児町鵜方819番地18
債務者　奥原　昭吾
１　決定年月日時　平成22年６月23日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
三重県熊野市久生屋町802番地の１
債務者　間部　直二
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３４号
三重県熊野市有馬町233番地の４、住民票上の住所三重県熊野市有馬町265番地の９
債務者　岡内めぐみ
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３４１７号
大阪府東大阪市小阪本町２丁目２番７号
債務者　小笹　由美
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９９６号
大阪市平野区長吉出戸２丁目23番19―501号
債務者　𣘺野　喜美
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２２８号
大阪市東成区大今里１丁目30番14号橋本方
債務者　西尾　美生
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５８３号
大阪府摂津市千里丘４丁目12番39号
債務者　板谷　千秋
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０号
岡山県津山市高野山西432番地１
債務者　根岸　孝次
１　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１４１６号
神奈川県茅ヶ崎市富士見町３番26―102号
債務者　佐藤　弥生（旧姓倉橋）
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３９号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地19棟104号
債務者　小宮　牧子
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０２号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目１番54号
債務者　木下　沙織
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６３号
横浜市港北区新吉田東６丁目７番５号　光鱗荘２―７号室
債務者　松村　俊和
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
静岡県富士市宮島126番地の８
債務者　曽根田　明
１　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１５５号
北海道帯広市白樺16条東４丁目16番地　グレートハイツＡ号室
債務者　中谷　邦夫
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１５３０号
横浜市緑区鴨居３丁目29番35号　餅田ハイツ105号
債務者　石井　浩司
１　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部